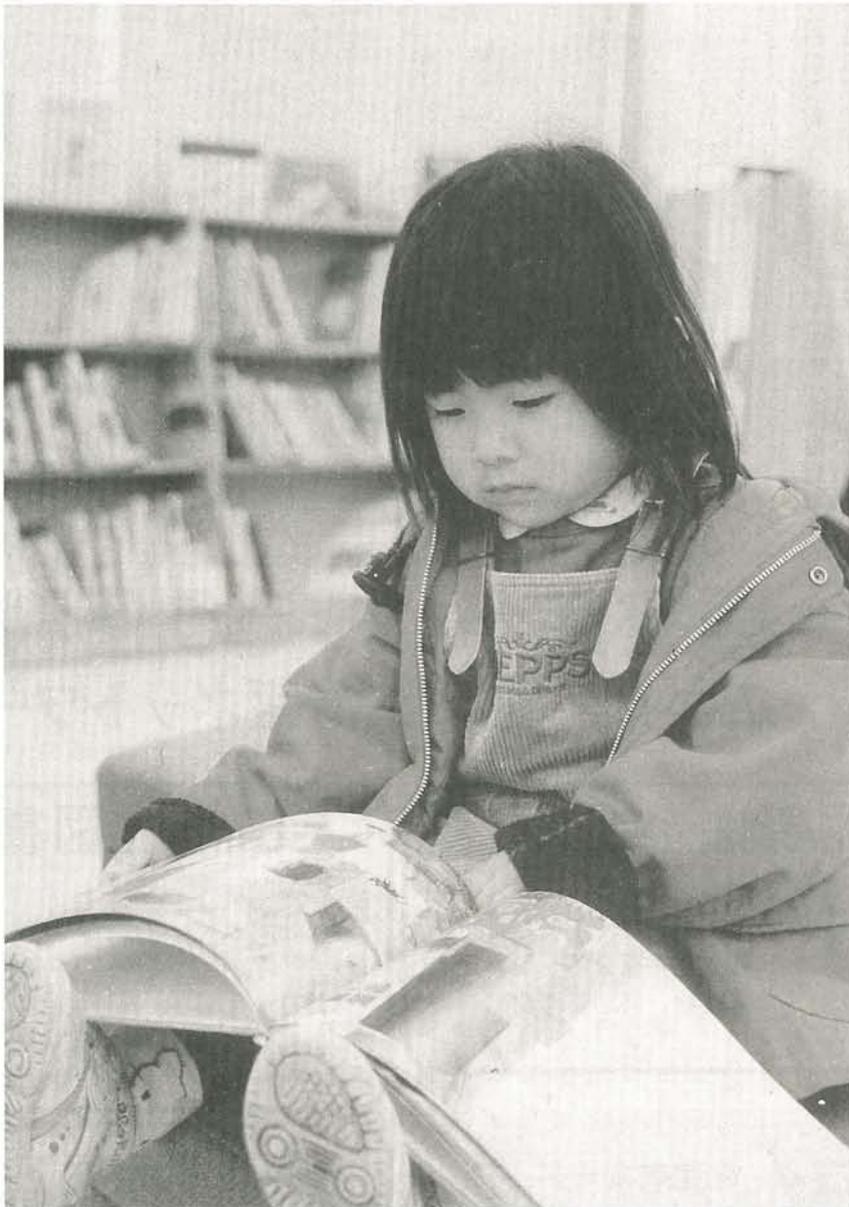


広がる  
本と人の  
輪



PUBLIC RELATIONS JOURNAL

# 広報 うすだ

平成11年  
[1999]  
No.1266

# 3.1

- 上田市役所 (TEL24100)  
(FAX24100)
- 市政提言電話 (TEL2539)
- 市政提言FAX (FAX25111)
- 市長への電子メール  
mayor@city.ueda.nagano.jp
- インターネット上田市のホームページ  
URL <http://www.city.ueda.nagano.jp/>

## 上田市立図書館創造館分室オープン 上田地域図書館情報ネットワーク拡大

= 関連記事 2 ~ 3 ページ =



▲長野大学附属図書館も  
上田地域図書館情報ネットワークに参加



▲上田創造館 3 階に開所した  
市立図書館創造館分室



■データ (2月1日現在)

人口	122,527人(-36)
男	60,144人(-21)
女	62,383人(-15)
世帯	43,958 (-2)
外国人登録者数	2,783人(+41)
男	1,512人(-6)
女	1,271人(+47)

上田市は今年、市制施行80周年を迎えます



市立図書館創造館分室

# 図書館がいっそう便利に!!

## 広がる! 図書館情報ネットワークの輪

上田創造館に2月12日、『上田市立図書館創造館分室』がオープン。児童書を中心とした1万2千冊の蔵書と、CD-ROM・VHSビデオなどの視聴覚コーナー、学習室が設けられました。

また、上田市と丸子町、東部町、坂城町、真田町、青木村の6市町村にある公共図書館をオンラインで結ぶ『上田地域図書館情報ネットワーク(愛称:エコール)』が拡大され、2月12日からは、市立図書館創造館分室、長野大学附属図書館、塩田公民館、川西公民館でも、エコール内公共図書館の図書(約50万冊)の検索、予約、貸し出し、返却などができるようになりました。

■問い合わせ 上田市立図書館(TEL220880)・上田地域広域連合事務局(TEL232130)

**丸子町立  
金子  
図書館**  
(TEL42414)

**東部町  
図書館**  
(TEL65886)

**坂城町立  
図書館**  
(TEL23371)

**真田町  
図書館**  
(TEL22200)

**青木村  
図書館**  
(TEL492224)

**上田市立図書館創造館分室** **NEW**  
(TEL21758)  
▽開館時間…月～金曜日 午前9時～午後6時30分  
土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時  
▽休館日…毎月末日、年末年始、特別整理期間

**上田市立図書館**  
(TEL20880)  
▽開館時間…火～金曜日 午前9時～午後6時30分  
土・日曜日 午前9時～午後5時  
▽休館日…月曜日、祝日(月曜日の場合は火曜日も休館)、毎月末日(日曜日の場合は開館し、月・火曜日が休館)、年末年始、特別整理期間



▲上田地域公共図書館情報ネットワーク(愛称…エコール)の利用者カード。上田市立図書館が以前発行していた「図書貸出カード」(上田城のデザイン)でも使用できます。

**長野大学附属図書館** **NEW**  
(TEL390005)  
▽開館時間…月～金曜日 午前9時～午後6時  
(夏・冬・春季休業中は5時まで)  
土曜日 午前9時～午後1時  
(夏・冬・春季休業中は正午まで)  
▽休館日…日曜日、祝日、年末年始、大学行事、館内整理期間  
▽その他…長野大学附属図書館の蔵書は閲覧できますが、借りることはできません。利用者端末で、公共図書館の蔵書の検索・予約・貸し出し返却ができます。ただし、利用するには長野大学附属図書館の利用者カードが必要です(登録手数料300円)。

エコール  
**エコール**  
Library to Library

愛称「エコール」…やまびこのエコーと、Library(図書館)の頭文字Lを組み合わせた合成語。ネットワークの図書館が、相互に響き合いながら、図書館サービスの向上と、地域の文化振興の願いが込められています。

**塩田公民館** (TEL396883) **NEW**  
**川西公民館** (TEL225004)  
▽利用できる時間…月～金曜日  
午前9時～午後5時  
▽利用できない日…土・日曜日、祝日、年末年始



エコール内公共図書館50万冊の蔵書が検索できる「利用者端末」。  
[長野大学附属図書館]

# 図書館

## Q&A

**Q1** 公共図書館の本を借りるには？  
**A1** 公共図書館で交付する、利用者カードが必要です。

**Q2** 利用者カードの交付を受けるには？  
**A2** 公共図書館に置いてある「申込書」に、必要事項を記入し、運転免許証、保険証、身分証明書など住所、氏名、生年月日が確認できる書類と一緒に提出してください。創造館分室でも利用者カードの交付を受けることができます（再発行の場合は、公共図書館



へお願いします）。

**Q3** 借りられる本の冊数、借りられる期間は？  
**A3** 1枚の利用者カードで10冊（うち雑誌5冊）まで、21日間借りることができます。

**Q4** どの図書館でも借りることができるのですか？  
**A4** 1枚の利用者カードで、エコール（上田地域図書館情報ネットワーク）内の公共図書館（創造館分室も含む）、塩田公民館、川西公民館と長野大学附属図書館のどこでも、公共図書館の本の予約、貸し出し、返却ができます。

**Q5** どこでも返すことができますか？  
**A5** ほかの図書館で借りた本でも、エコール内の公共図書館、塩田・川西公民館、長野大学附属図書館で返すことができます。また、返すときは、利用者カードはいりません。

**Q6** 借りたい本がないときはどうすればよいですか？  
**A6** 借りたい本があるかどうかは、各館に設置してある「利用者端末」で調べるか、職員にお聞きください。

**Q7** 借りたい本が「貸し出し中」・「所蔵していない」ときは…  
①窓口にある「予約（リクエスト）申込書」に、必要事項を記入して、職員にお渡しください。  
②エコール内の他の公共図書館に本があるときは、その館から回送して貸し出します。  
③エコール内の図書館に所蔵していない場合は、「選書会議」等で購入できるかを検討します。

**Q8** 借りたい本がないとき、返却ができません。  
**A8** 貸し出し、返却ができません。

**Q9** 借りたい本がないとき、返却ができません。  
**A9** 貸し出し、返却ができません。

**Q10** 借りたい本がないとき、返却ができません。  
**A10** 貸し出し、返却ができません。

**Q11** 借りたい本がないとき、返却ができません。  
**A11** 貸し出し、返却ができません。

ただし長野大学附属図書館の利用には、長野大学附属図書館

の「利用者カード」が必要です（登録手数料300円）。正面玄関に備え付けの「返却ポスト」を利用する場合は、登録がなくても圖書の返却ができます。

4月使用分から

# 『市の水道料金』と『下水道使用料金』など

## 新しい料金に変わります！

市営水道料金および下水道使用料金、農業集落排水施設使用料金の改定が、12月定例市議会において決まりました。

これにより、今年4月の使用分（5月31日納期分）から新料金になります。改定の内容についてお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 『市の水道料金』の改定

問い合わせ 計画管理課 (内1852)

**水道料金の改定について**  
水道事業は、「地方公営企業法」という法律によって、すべての事業活動に必要な経費は、料金収入で賄うことになっています。現行の料金は、平成8年4月に、平成10年度までの3年間の収支が賄える内容で改定されました。今回の改定は、この期間が3月で終わるため、今後4年間の収支が賄えるように算定しなおしたものです。新しい料金表は、表1のとおりです。

**改定の理由**  
今後4年間の収支見通しでは、現行料金のまま据え置いた場合、約6億円の赤字が見込まれ、健全な運営を維持していくことができない状況にあります。安全でおいしい水を安定して供給するためには、老朽化した水道管の整備などを絶えず行わなければなりません。また、公共下水道の普及に伴う水道管の布設替え工事も年々増大しています。水道局では、できる限り低い料金で給水サービスを行うために、経費節減の努力をしています。

■新水道料金表 (表1)

量水器の口径	料金(2か月)		
	基本料金	水量料金	
		水量	料金(1㎡につき)
13mm	1,320円	1㎡以上 20㎡以下	40円
20mm	2,960円	21㎡以上 60㎡以下	130円
25mm	4,540円	61㎡以上 100㎡以下	148円
30mm	8,740円	101㎡以上	158円
40mm	13,660円	1㎡以上	158円
50mm	21,660円		
75mm	50,280円		
100mm	83,480円		
125mm	125,400円		
150mm	181,760円		

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により現に保護を受けている者である使用者または母子および寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第5条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである使用者(管理者が別に定める者に限る)の使用に係る量水器の口径が13ミリメートルである場合における基本料金は、2分の1とする。

※料金は、算出した額に消費税(5%)がかかります。

#### 口径13mmの2か月水道料金簡易計算式 (表2)

[計算例]  
使用水量が2か月で50㎡の場合  
(50㎡×130円-480円)  
×105/100=6,321円

使用水量区分	簡易計算式
1~20㎡	(使用水量×40円+1,320円)
21~60㎡	(使用水量×130円-480円)
61~100㎡	(使用水量×148円-1,560円)
101㎡~	(使用水量×158円-2,560円)

※料金は、算出した額に消費税(5%)がかかります。

すが、安定した経営を継続していくためには、定期的な料金の見直しが必要です。なお、皆さんからいただいた水道料金は、表3のような経費に使われています。

## ■平成9年度支出の主な内容

(表3)

### 経常的な経費

項目	金額	構成比(%)
人件費	3億7,714万円	18.9
動力費	3,751万円	1.9
薬品費	1,276万円	0.6
材料費	3,614万円	1.8
委託料	8,881万円	4.5
修繕費	1億4,934万円	7.5
工事請負費	1億224万円	5.1
減価償却費	3億7,167万円	18.6
除却費・除却損	1億1,117万円	5.6
企業債支払利息	5億6,587万円	28.4
その他	1億4,165万円	7.1
合計	19億9,430万円	100

### 建設改良事業経費

項目	金額	構成比(%)
人件費	5,160万円	3.4
工事請負費	10億6,127万円	70.8
委託料	4,065万円	2.7
負担金	1,759万円	1.2
器具等購入費	2,148万円	1.4
企業債元金償還金	3億91万円	20.1
その他	551万円	0.4
合計	14億9,900万円	100

**生活保護世帯、母子家庭の皆さんは  
届け出をしてください！**  
基本料金が軽減(半額)に

生活保護を受けているかたや、母子家庭のかたで、口径13mmの量水器を使用されている場合には、水道料金のうち基本料金が半額に軽減されます。

この制度は、生活保護世帯の皆さんや母子家庭の皆さんが、水道局へ届け出ることによって適用されますので、新たに該当される皆さんは、福祉課(南庁舎1階)で相談のうえ、水道局計画管理課へお届けください。

## 平均改定率は 9・4%

料金の改定率は、平均で9・4%です。一般家庭で使用している口径13mm量水器では、表4のとおり、2か月で平均36㎡使用されていますので、現行の4147円が改定後は4410円になり、2か月で263円(6・3%)の増加になります。

## 新しい料金は 4月使用分から

料金の算定期間は、平成11年4月1日から同15年3月31日までです。新しい料金は、4月使用分から4年間適用されます。なお、お手もとに届く納入

## 改定までの経過

通知書では、納入期限が5月末日または6月末日のものから適用されます。この通知書に書かれている使用水量は、3月と4月に使用した水量の合計です。3月使用分は旧料金、4月使用分は新料金として日割り計算し、合算されています。

料金を改定するに当たっては、昨年8月に、上田市水道料金等審議会に改定案を諮問し、6回にわたり内容をじゅうぶん調査、審議していただいた結果、「健全な経営を維持するためには、改定はやむをえないが、今の厳しい経済状況を勘案すると、改定率は、算定期間の収

支不足額を補うに必要な限度の平均9・4%とすることが適当である」との答申をいただきました。

新しい水道料金は、この答申を尊重して、改定案を12月定例市議会に提案し、議決されたものです。

水道は日常生活に欠かせない大切な施設です。この整備は、将来に向けて継続していかなければなりません。

厳しい経済状況の中での料金改定ですが、できる限り低廉な料金で、きれいでおいしい水をいつでも安心して使っていたり、これからの努力を願いますので、ご理解をお願いします。

■平均使用水量の2か月料金比較(表4)

(消費税込み)

項目	口径				
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
平均使用水量(㎡)	36	80	160	354	500
改定料金(円)	4,410	12,516	27,237	67,905	97,293
現行料金(円)	4,147	11,644	25,021	60,021	87,738
改定率(%)	6.34	7.49	8.86	11.28	10.89

項目	口径				
	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm
平均使用水量(㎡)	1,320	3,180	4,530	3,746	7,634
改定料金(円)	241,731	580,356	839,181	753,131	1,457,328
現行料金(円)	220,542	528,528	763,917	684,877	1,324,738
改定率(%)	9.61	9.81	9.85	9.97	10.01

# 『下水道使用料金』・『農業集落排水施設使用料金』の改定

問い合わせ 水道局計画管理課 (内1532)

## 改定の内容

現行の『下水道使用料金』と『農業集落排水施設使用料金』は平成9年4月に改定されました。

これは、汚水の処理費用をはじめ、処理場や下水道管、ポンプ施設などを維持管理するための費用と、下水道や農業集落排水施設の建設を行うために借り入れた借入金等の返済経費をもとに、平成9年度から平成10年度までの2年間の収支が賄える内容で、改定されたものです。

この算定期間が今年3月に終了するため、新たに算定期間を2年間定めて、その間に必要な維持管理費等の管理運営費を使用料で賄えるように算定しなおしたものです。

## 改定の理由

### ■公共下水道

今後2年間の汚水の処理費用、施設の補修費等の維持管理費や下水道建設のための借入金の返済額は、約29億円見込まれています。

これに対して、現行の使用料収入は約23億円の見込みで、2年間に約6億円の収入不足となります。

これは、収入の伸びに比べて、支出の伸びが大きいため

で、主な要因は次のとおりです。

①建設財源としての借り入れの返済額が、毎年10%程度の増加が見込まれる。

②昭和47年の供用開始以来、26年が経過した処理場施設の老朽化や腐食などにより、補修費や設備改良費が増加している。

③下水道管やポンプ施設の増加による、維持管理費が伸びている。

### ■農業集落排水施設

今後2年間の汚水の処理費用、施設の維持管理費および建設のための借入金の返済額は約5億3千万円見込まれています。

これに対して、現行の使用料収入は約1億7千万円の見込みで、2年間に約3億6千万円の収入不足となる見込みです。

これも収入の伸びに比べて支出の伸びが大きいためで主な要因は、次のとおりです。

①建設財源としての借り入れの返済額が、毎年10%程度の増加が見込まれる。

②平成10年度末には、11か所の処理場が稼働することになり、維持管理費や汚泥処分費の大幅な増加が見込まれる。

③供用開始後10年以上を経過する施設も出てくる中で、老朽化や腐食等による補修費、設備改良費の増加が見込まれる。

これらの収入不足を税金等に依存することは、下水道や農業集落排水施設の未整備地区住民の皆さんとの負担の公平性を欠くことにもなります。

このため受益者負担の原則に基づき、定期的な使用料金の見直しが必要になります。前回の改定から2年が経過したため、下水道および農業集落排水施設使用料金の見直しを行った結果、4月1日から別表のとおり、改定することになりました。

## 使用料金の改定率

使用料金の平均改定率は、公共下水道で13・7%、農業集落排水施設で20・6%です。一般家庭の標準的使用水量である40<sup>m</sup>使用の場合2か月で、下水道・農業集落排水施設とも新料金では6451円(税込み)となり、旧料金5653円に比べて798円の増額になります。

## 新しい料金の適用

新しい料金は4月使用分から適用されます。

お手もとに届く納入通知書で

■下水道および農業集落排水施設使用料金簡易計算式(2か月)

使用料金表(2か月)		使用料金簡易計算式 (消費税は含まない)	
	水量	料金	
基本料金	16 <sup>m</sup> 以下	2,280円	2,280円
	17 <sup>m</sup> 以上 60 <sup>m</sup> 以下	161円	(161円×使用水量-296円)
超過料金(1 <sup>m</sup> につき)	61 <sup>m</sup> 以上 100 <sup>m</sup> 以下	180円	(180円×使用水量-1,436円)
	101 <sup>m</sup> 以上 200 <sup>m</sup> 以下	198円	(198円×使用水量-3,236円)
	201 <sup>m</sup> 以上 600 <sup>m</sup> 以下	208円	(208円×使用水量-5,236円)
	601 <sup>m</sup> 以上 1000 <sup>m</sup> 以下	228円	(228円×使用水量-17,236円)
	1001 <sup>m</sup> 以上	238円	(238円×使用水量-27,236円)
	公衆浴場用 1 <sup>m</sup> につき	13円	(13円×使用水量)

上記料金表で算定した額に消費税(5%)がかかります。

[計算例] 使用水量が2か月で40<sup>m</sup>の場合の使用料(円未満は切り捨て) (161円×40<sup>m</sup>-296円)×105/100=6,451円

(注)上水道が市営水道の場合は、上水道料金といっしょに納めていただきます。

は、納入期限が5月末日のものから適用になります。この通知の使用料金は、4月1日以降の使用分については新料金で、それ以前の使用分は旧料金で日割り計算し、合算された金額となっています。

### 改定までの経過

昨年8月、学識経験者をはじめとする各界の代表者で構成される「上田市水道料金等審議会」に、平均改定率で下水道使用料金16・1%、農業集落排水施設使用料金22・7%の改定案を諮問しました。

審議会では、6回にわたり慎重に審議をしていただいた結果、下水道については、

「下水道事業の経営状況や今後の事業計画、さらには、受益者負担の原則に基づく、下水道未整備地区住民との負担の公平性等を勘案すると、改定はやむを得ないが、現在の厳しい経済情勢の中では可能な限り改定率を抑え、平均改定率を13・7%とすることが適当である」との答申をいただきました。

また、農業集落排水施設については、  
「独立採算制に基づく受益者負担の原則の理念に沿った、健全な財政運営を行うためには、

少なくとも維持管理費の全額を、使用料で賄うことが当面の目標と考えるが、一度に高額な改定にならないように配慮する必要があります。また、市民にとっては、公共下水道も農業集落排水施設も下水道に変わりはないことを考慮し、前回の下水道等使用料金審議会の答申に沿い、今回下水道使用料金と同一料金にし、平均改定率を20・6%とするこ

とが適当である」との答申をいただきました。  
新しい下水道使用料金はこの答申を尊重して、改定案を12月定例市議会に提案し、議決されたものです。  
厳しい財政状況の中で効率的な事業運営に徹して、未整備地区の下水道等の建設を促進し、普及率の向上と生活環境整備の推進を図ってまいりますので、使用者皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

### ■下水道および農業集落排水施設

現行・改定使用料金比較表(2か月・消費税含む)

下水道	区分	10㎡	20㎡	30㎡	40㎡	50㎡	60㎡
	現行	2,100円	2,692円	4,172円	5,653円	7,133円	8,614円
	改定	2,394円	3,070円	4,760円	6,451円	8,141円	9,832円
	改定率	14.0%	14.0%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%

農業集落排水施設	区分	10㎡	20㎡	30㎡	40㎡	50㎡	60㎡
	現行	1,995円	2,553円	3,950円	5,346円	6,743円	8,139円
	改定	2,394円	3,070円	4,760円	6,451円	8,141円	9,832円
	改定率	20.0%	20.3%	20.5%	20.7%	20.7%	20.8%

### ■使用料金早見表 (2か月 消費税含む)

(円)

㎡	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
00	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394
10	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394	2,394	2,563	2,732	2,901
20	3,070	3,239	3,408	3,577	3,746	3,915	4,084	4,253	4,422	4,591
30	4,760	4,929	5,098	5,267	5,436	5,605	5,775	5,944	6,113	6,282
40	6,451	6,620	6,789	6,958	7,127	7,296	7,465	7,634	7,803	7,972
50	8,141	8,310	8,479	8,648	8,817	8,986	9,156	9,325	9,494	9,663
60	9,832	10,021	10,210	10,399	10,588	10,777	10,966	11,155	11,344	11,533
70	11,722	11,911	12,100	12,289	12,478	12,667	12,856	13,045	13,234	13,423
80	13,612	13,801	13,990	14,179	14,368	14,557	14,746	14,935	15,124	15,313
90	15,502	15,691	15,880	16,069	16,258	16,447	16,636	16,825	17,014	17,203
100	17,392									

### 水道・下水道

テレホンガイド  
関連情報 ☎ 8888

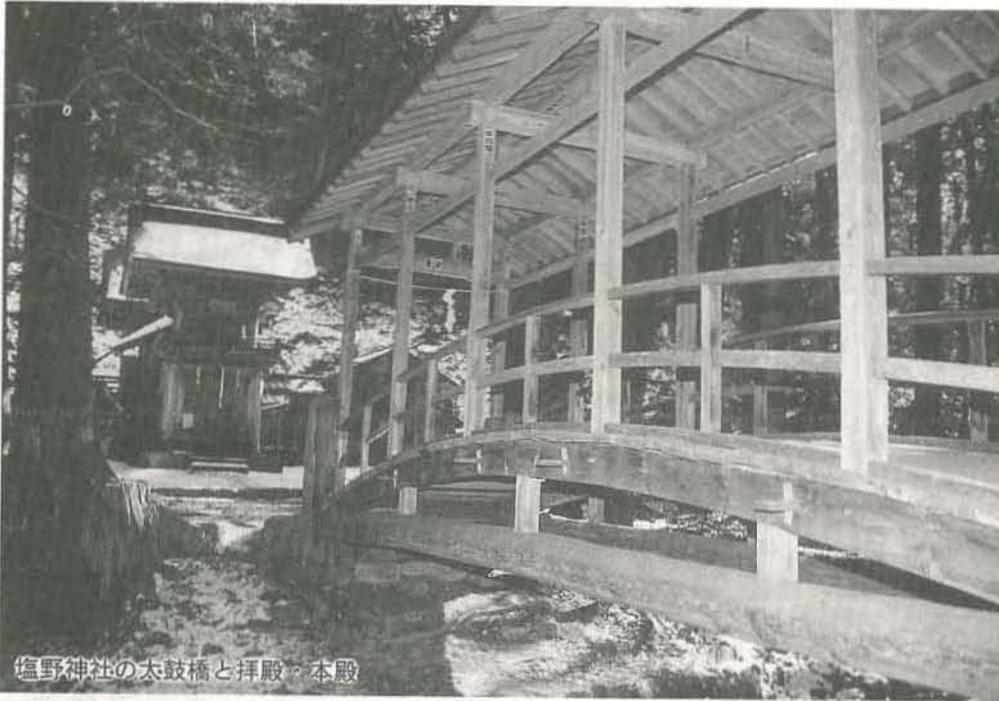
#### ■水道

コードNo.320…水道工事の申し込み  
No.321…使用開始・休止の続き  
No.322…故障修理の手続き  
No.324…料金の支払い方法

#### ■下水道

コードNo.330…使用料金と休止・再開の手続き  
No.331…下水道工事の申し込み  
No.332…下水道が詰まったら

# 長い歴史を有する 美しい神社・寺院



塩野神社の太鼓橋と拝殿・本殿



観月堂から市街地を望む



重要文化財「中禅寺薬師堂」



塩田平には毎年多くの観光客が訪れますが、西前山の塩野神社にはいつもほとんど人影がなく、社の深い森はいつも静かです。市民の中にはむしろそれを喜ぶ人たちもいて、格調高い境内の雰囲気を守るため、ここには観光バスが止まらないことを願っているようです。

この神社は千数百年も前に独鈷山の頂上付近の鷲ヶ岩に祀られたそうです。そのあたりは塩野川の源流となるいくつもの沢がある所で、塩田平をうるおす水の神として信仰されてきたと伝えられています。

のちに村人たちが容易に参拝できるようにと、現在地の塩野に移されました。スギ、ヒノキ、ケヤキなどが濃い影をおとす境内には塩野川の清い水が流れ、木造の太鼓橋がかけられています。

橋を渡る拝殿と本殿があります。楼閣造りの拝殿は寛保3年(1743)に再建された美しい建築です。

拝殿の竜(彫刻)は夜になると御神木

## 中央通りで 電線共同溝事業が 始まっています。

中央通り(一般国道143号・141号)で、電線類を地中化し、安全で円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした電線共同溝事業が行われています。

この事業は、国の第3期電線類地中化5か年計画(平成7年度～同11年度)に基づき、長野県が実施するもので、区間は、天神1丁目交差点から中央2丁目交差点までの410mです。

現在、西側(近畿日本ツーリスト前～栄屋工芸店前)が施工されており、順次、西側残区間と同東側を着工し、平成11年度内に完成させる予定となっています。すでに西側のアーケードの撤去作業が終了し、引き続き、電線共同溝(C・C・BOX)電線類を共同で収納する箱の埋設工事が行われています。

上田市では、この事業に伴う「グレイドアップ事業」として歩道を現在の3・



# 国際交流員

# 便り



上田市国際交流員 桜井ミルトン徹さん  
秘書課内(☎23435)

私の上田での1年目が過ぎようとしています。この1年の業務を振り返ってみますと、ふつつかながら、私は多くの場でブラジルの紹介、ブラジル人の生活、文化等についてお話をさせていただきました。広報でも日本、ブラジルおよび世界について個人の意見を幾つか述べさせていただきました。最近ではポルトガル語の広報をも担当するようになり、国際交流員としての仕事は順調に進んでいると思います。しかし、私はわりと実用主義的な人間ですので、これらの活動を通じてどのような効果がでているのかという不安をよく感じます。時にはただひたすらやっていたらいいのだと思いますが、限られた期間での活動とすれば何か目に見える成果をも出したいとなります。

具体的にいきますと、私の上田での業務はほとんど事務的なもので、交流らしきものは私個人を中心としたものになりがちで、実際、市民同士の交流の手助けはあまりできていないのではないかと不安を感じます。一方的な情報発信だけの独り相撲を取っているのもむなしく、2年目の計画としては市民と在住外国人の継続的な交流の場を設けたく、皆さんの積極的な参画を呼びかけたいと思います。残念ながら、現在の経済情勢ではあまり華やかな計画も立てられず、生活、お仕事などの時間的制限も多く、交流の場も限られてしまいますが、草の根レベルでの国際交流という気持ちで日本人の皆さんにも積極的に隣の外国人とのお付き合いを深めていただきたいと思います。

交流といってもきれいごとばかりではなく、国民性の違いからくる問題点も多く、相互理解を深めていくにはかなりの努力が必要であることは確かです。日本人側が外国人に対する不満に関しては、ごみの出し方等、生活のマナーがなっていないというごく一般的な苦情をよく耳にしますが、他方、外国人側(欧米を除いて)は労働力としか見られていないという劣等感とフラストレーションを発散しようとして日本人社会から隔離してしまう動きも見られます。市役所に配属された私としては、仲介の補助者という立場で働きかけてきましたが、双方の理解、特に外国人側の信頼を得るにはまだ時間がかかりそうです。

2年目の計画の一つとして、広報でのこの「たより」の形もできれば皆さんからの意見、感想、あるいは苦情に対する答え、コメントなどで対応していきたいと思います。

また、今年は市制80周年の記念事業として国際フェスティバルも企画されていますので、これを利用して在住外国人および日本人市民の参画をもって共同計画を立てるのもおもしろいと思います。民間事業では、近年で最も優秀なブラジル映画が今年の夏ごろに上田でも上映されることになっています。題名は「セントラルステーション」(訳: 中央駅)で、ブラジルの素朴な生活を語る感動物語です。外国では既に多くの賞をもらっており、今年アメリカのゴールデングローブ賞の最優秀外国映画賞を獲得、ハリウッドのアカデミー賞候補でもあります。日本人の皆さんも奮ってご鑑賞ください。

## 案内図(一部)



に上って遊びまわるので、村人が相談して竜の眼をえぐり取ってしまった、という民話も残っています。  
塩野神社近くの中禅寺薬師堂(重要文化財)を、直木賞作家の立原正秋が訪れたのは昭和44年ころでした。  
「ものの姿がこうも素朴で健全なかたちを見せているのは、そうたくさんはない(中略)。美しさが方三間の木造物のなかにこもっている、といった建物である」

と随筆「信州塩田の里」で絶賛しています。「方三間」とは、お堂の四方に4本の柱があり柱と柱のあいだに三つの間がある、という意味です。中部日本最古の建築で鎌倉時代の初期に建てられたといえますから、およそ800年の長い歴史を有することになります。  
この作家は「信州の鎌倉、という呼びかたが、私は好きではない」とも言っています。これも真から塩田の寺院を愛する言葉なのでした。(平野勝重)

## 中央2丁目交差点付近イメージ図



5mから、自然石(桜御影石)とインタロッキングを使い、最大で4・75mまで拡幅し、街路灯、街路樹、植樹灯、車止め(自然石)等を整備する予定となっています。  
地元、中央通りの商店・住民の皆さんは、この事業に伴い、「上田市中央通りまちづくり協議会」を設立し、景観形成に関する意思統一を図り、調和のとれた魅力と活力の溢れたまちづくりを推進するため、まちづくり協定を図ることとしています。  
なお、工事については、ご迷惑をおかけしますが皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。  
■問い合わせ 街区振興課(☎235396)

市役所代表電話  
TEL22-4100  
FAX25-4100



## 放課後児童健全育成事業(学童保育)をご利用ください

4月から小学校に入学する子どもさんの放課後の生活は、心配ありませんか?

「放課後児童健全育成事業」(学童保育)は、昼間保護者が仕事等により家庭にいない小学校低学年の児童を対象に専門の指導員が適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るための事業です。

市では次の5つの学童保育(児童クラブ)の運営委員会に事業を委託しています。

学童保育(児童クラブ)に入会を希望するかたは、各学童保育へお問い合わせください。

### ■学童保育名簿

学童保育名	所在地	電話番号
太郎の家	中央北3-2-2	24-6265
どんぐり	上野2005-2	26-6809
トットの家	中之条519-4	23-8686
バッタの家	上田原740-3	25-0869
たんぼぼ	諏訪形1323-13	25-9010

問い合わせ/保育課 (TEL235132)

## 催し

### 上田低肺友の会 開催します

健康推進課 (TEL238244)

肺気腫、結核、肺繊維症、気管支ぜんそくなどの肺の病気の後遺症で、体内にじゅうぶんな酸素を取り込めず、息切れ、めまい、頭痛などを感じて日常生活に支障をきたしている皆さんと家族のための集いです。

今年患者会として歩みはじめました。どなたでもご参加いただけますので、ぜひどうぞ。

▽とき 3月10日(水)午後1時30分～3時  
▽ところ 保健センター(市役所南庁舎2階)

▽内容 ①講演と実技「呼吸をたすけて日常生活に取り入れられる簡単な体操」(講師:ヨガインストラクター・赤羽あけみさん) ②保健婦による健康相談  
▽参加料 無料

### お出かけください 「母親学級講演会」へ

健康相談室 (TEL24100・FAX1378)

健康推進課 (TEL238244)

お産に対する不安を和らげ、安心して丈夫な赤ちゃんを産み育てていくためのお手伝いをさせていただくのが母親学級(年間6コース「奇数月に開催」)です。その一環として、母親学級講演会を開催。予約は不要です。直接どうぞ。

▽対象 妊娠中のかた  
▽とき 3月25日(木)午後1時30分～3時(受け付けは1時)  
▽ところ 保健センター(市役所南庁舎2階)

▽内容 講演「ゆつたりかまえて元気でお産」(講師:産婦人科医師・三浦秀輔さん)  
▽参加料 無料  
▽持ち物 母子健康手帳・筆記用具

### 乳房手術経験者の皆さん やすらぎの会へ

健康推進課 (TEL238244)

やすらぎの会として今年度最後の患者会を開催します。乳房

の手術を経験されたかたならどなたでも参加できます。

同じ経験をもつ仲間とのところへ出かけてきて話しませんか。

▽とき 3月10日(水)午後1時30分～3時  
▽ところ 市役所南庁舎6階・千曲の間

▽内容 ①講演「手術後の健康管理について」(講師:塩田病院院長・堀内健さん) ②交流会(質疑・応答) ③保健婦による健康相談  
▽参加料 無料

### 寝たきり老人をささえる 家族の会

健康推進課 (TEL235131)

▽とき 3月18日(木)午後1時～3時(受け付けは1時～1時30分)  
▽ところ 保健センター(市役所南庁舎2階)  
▽内容 講演「前向きに在宅介護を続けるために」(講師:内科クリニック医師・井益雄さん)

### 不動産評価などの 無料相談会を開催

(株)長野県不動産鑑定士協会  
(TEL026-2225-5228)

(株)長野県不動産鑑定士協会主催により、不動産評価や不動産に関する相談会を開催します。

▽とき 4月1日(木)午前10時～午後4時  
▽ところ 上田商工会議所

### 品 情報 不 交換

不用品になったもの、ほしいものがありましたら、生活環境課(内線1390)へご連絡を。

不用品の登録については、すべて無料のもののみです。ご了承ください。登録期間は6か月です。

#### ゆずります

▽学習机  
▽地球儀  
▽ドットカラープリンター  
▽テーブル(75cm四方。いす2つ付き)  
▽児童用ヘルメット(黄色)  
▽子ども用機織り機  
▽水槽(かめ・さがりに飼育用)  
▽ルームウォーカー  
▽肩もみ機  
▽サウナ  
▽プロパンガス湯沸かし器

#### ゆずりください

▽掃除機  
▽洗濯機  
▽電子レンジ  
▽電気こもろ  
▽冷蔵庫  
▽ふるろ給湯器  
▽電気こたつ  
▽ストーブガード  
▽男子制服(170、175cm)  
▽上田西高校女子制服(9、11号)  
▽大人用ヘルメット(赤)  
▽チャイルドカーシート  
▽双子用ベビーカー  
▽冬用ママコート  
▽歩行器  
▽カラオケ  
▽子ども用一輪車  
▽クロスカントリーの板(大人・小学生用)  
▽ローラースケート(23・5cm)  
▽老人用三輪車  
▽自転車  
▽介護ベッド  
▽介護用座いす  
▽生ごみ処理機  
▽ポータブルトイレ  
▽振りそでと袋  
▽整理たんす  
▽電子ピアノ

2月1日号4～5ページに掲載しました「上田市民生児童委員名簿」の中で、南部地区の三吉美恵子主任児童委員の電話番号に誤りがありました。「22-3671」を「25-3671」に。たいへんご迷惑をおかけしました。訂正し、おわびします。

# 老人保健

～老人医療受給者のみなさんへ～

## 健康手帳を提示しましょう

お医者さんにかかるときは、老人医療受給者証、健康手帳、保険証を必ず提示してください。

健康手帳を提示しないでお医者さんにかかっているかたはいませんか？

健康手帳には、医療機関、薬局、老人保健施設などで医療を受けたとき、医師や薬剤師などに医療と薬剤の記録を記入してもらいます。これは、その後の受診や健康管理のためのたいせつな情報となりますので、忘れずに提示しましょう。

健康手帳を紛失した場合や、記入する欄が無くなった場合は再交付することができます。その際、印鑑と保険証（身分証明になるもの）をお持ちください。

また、お医者さんは病状や体調などを総合的に判断して治療をしています。同じ病気でいくつもの病院にかかる、治療内容によっては、同じような効果のある薬が二重に投与されたり、いっしょに飲んではいけない薬を飲んでしまったりするので、かえって病気を治りにくくすることもあります。やむをえず2つ以上の病院に通院するときは、それまでの通院の経過や飲んでいる薬をお医者さんに説明するようにしてください。

## 一部負担金が変わります

4月1日からお医者さんにかかるときの一部負担金が変わります。

▷入院 1日につき1,200円 [10年度1,100円]。住民税非課税世帯のかたは1か月に35,400円を限度とします（申請により入院時一部負担金限度額適用認定証を交付されたかたのみ）。

▷外来 1日につき530円（予定）[10年度500円]。1か月に4回（2,120円）を限度として医療機関ごとに支払います。

入院中の食事代の標準負担額、外来の薬剤にかかる一部負担金については、今までどおりお支払いいただきます。

## 上田市の1人当たり老人医療費は66万円

上田市の平成9年度の老人医療費の総額（本人の一部負担金含む）は、103億5,600万円で、これを老人医療対象者（平成9年度15,689人）1人あたりに換算すると、66万円となり県平均の59万2,000円を大幅に上回っています。この1人当たり医療費は毎年県平均より高く、平成9年度は県下120市町村中4位と高くなっています。

## 医療費を大切に

医療費はそれぞれが加入している社会保険、国民健康保険などの拠出金や国、県、市の負担金で賄われています。

高齢化の進行に伴い、対象者（前年比698人増）および医療費（前年比10億8,700万円増）は年々増加し、今後もさらに増大することが予想されます。

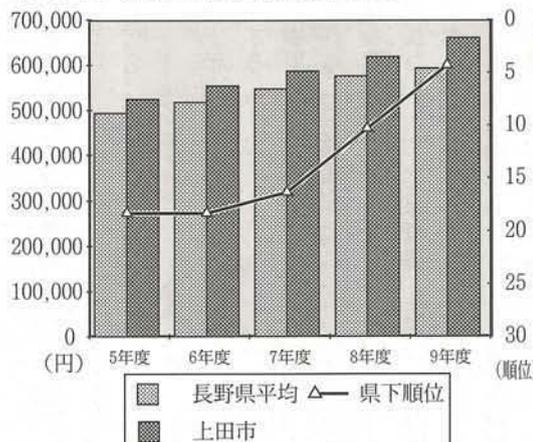
日ごろから健康管理に努めるとともに、効果的な受診を心がけて医療費をたいせつに使いましょう。

## テレホンガイドうた関連情報

☎258888コードNo.240、241)

■問い合わせ 国保年金課（☎1369）

■1人当たり老人医療費の推移



## 「Media Trigger '98 新映像塾」 公開講座・作品発表会へ

新映像塾実行委員会事務局  
☎252130

マルチメディア技術を使った映像制作を行う「新映像塾」の講演会、マルチメディア研究会、マルチメディア研究会の聴

講生を募集します。

### 講演会

▽とき 3月14日(日)午後1時

▽ところ 上田市マルチメディア情報センター

▽講師 ㈱シフカ社長・長田智行さん

▽募集人員 120名

▽参加費 無料

▽申し込み 3月12日(金)までに新映像塾実行委員会事務局へ。

務局へ。

### マルチメディア研究会

見学会

▽とき 3月21日(日)午前10時

▽ところ マルチメディア研究会センター(丸子町生田)

▽募集人員 20名

▽参加費 無料

▽申し込み 3月12日(金)までに新映像塾実行委員会事務局へ。

務局へ。

### 作品発表会

▽とき 3月21日(日)午後1時

▽ところ マルチメディア研究会センター

▽募集人員 40名

▽参加費 無料

▽申し込み 3月12日(金)までに新映像塾実行委員会事務局へ。

(主催者の都合により変更する場合があります)

『道路をまもる月間』推進標語に応募を

建設省では、平成11年度「道路をまもる月間」(毎年8月)の行事の一環として、推進標語を募集します。奮ってご応募ください。

▷テーマ 「道路は国民共有の、つまりあなたの財産(常に広く、美しく、安全に)」▷応募 3月31日(水)(必着)までに、官製はがき、または応募はがきに標語1点と、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業を記入し、道路広報センター平成11年度「道路をまもる月間」推進標語募集係(〒102-0082千代田区一番町10-6 一番町野田ビル5階)へ。▽発表 入賞者には直接通知し、機関紙等に掲載。▷賞 最優秀賞(建設大臣賞)1点、優秀賞(建設省道路局長賞)5点。▽問い合わせ 土木課 (☎238242)

上田市民会館

■二の丸1-2 ☎20762

月日	催し	開演時間	入場	問い合わせ
3/13 (土)	松原のぶえコンサート	14:00 18:30	有料	デザイン エージェンシー ☎0538-23-5990
3/21 (日)	第34回上田民謡まつり	10:00	無料	観光課 ☎23-5408

上田市文化会館

■材木町1-2-3 ☎20760

月日	催し	開演時間	入場	問い合わせ
3/24 (水)	透明な竹の響	18:30	有料	松本英昭ケーナ 演奏会実行委員会 ☎026-253-3724

あなたのご意見を  
お聞かせください  
**市長と語る日**

市民の皆さんが直接市長と懇談し、市政への関心を深めていただくとともに市政運営の参考にするため、『市長と語る日』を行います。懇談時間は30分以内。希望者はあらかじめ訪問時間と懇談の内容を秘書課(☎233435)へお知らせください。  
▽とき 3月24日(水)午前9時～正午  
▽ところ 市長室

市町村障害者支援事業  
講演会を開催

上田地域身体障害者自立生活支援センター  
(☎255222・☎25520)

「誰もが安心して暮らせる地域づくり」をテーマに、一人ひとりができることを考えてみましょう。入場は無料です。どなたでもお気軽にお越しください。  
▽とき 3月20日(土)午後1時30分～3時30分  
▽ところ 信州玉姫殿・ロワール  
▽お話し 見城美枝子さん

信州青年まちづくり  
シンポジウム-IN上田

生涯学習課(☎235103)  
「まちづくり」ってなに? から「こんなことしたい」まで

で、これから始めたいあなた、もう始めているあなたの疑問にお答えしつつ、「いっしょに考えましょう」という企画です。NPO、情報公開、地方分権、パートナーシップ、ワークショップ、コーポラティブ住宅、ボランティア、阪神淡路大震災、第3セクター、広域連合などキーワードもチェック

▽とき 3月14日(日)午前9時30分～午後4時  
▽ところ 別所温泉相楽閣ほか  
▽講師 全国で住民参加のまちづくりを実践しているキーパーソン5人

▽参加 無料(ただし、昼食代のみ実費)。参加条件なし。  
▽申し込み 3月12日(金)までに生涯学習課へどうぞ。

国立長野病院  
心臓血管外科フォーラム

国立長野病院(☎221890)  
▽とき 3月13日(土)午後3時～5時  
▽ところ 国立長野病院地域医療研修センター3階講堂  
▽内容 ①基調講演「心臓外科の発展と心臓移植への道」(東京女子医大日本心臓血圧研究所・小柳仁さん) ②シンポジウム「長野県心臓血管外科の現況と課題」  
▽その他 シンポジウム終了後、懇親会(会費2000円)があります。

募集

上田市青少年問題協議会委員を公募

生涯学習課(☎235103)  
青少年の指導、育成、保護等青少年施策に参画していただくため、上田市青少年問題協議会(委員数:26名。任期:2年間[今年4月1日～平成13年3月31日]。開催日数:年間2回を予定)委員を公募します。  
青少年問題協議会とは青少年の指導、育成、保護等に関する総合的施策について必要な事項を調査審議したり、適切な実施をするために関係機関相互の連絡調整を行うとともに、市長および関係者に対し意見を述べる事ができる機関です。  
▽公募委員数 2名  
▽応募資格 上田市民で、青少年問題に知識、関心のある成人者および地域で青少年問題に取り組んでいる成人者(学生を除く)  
▽申し込み 履歴書および青少年問題についての考え・レポート等の小論文(800字程度)を3月5日(金)～3月26日(金)に生涯学習課へ提出してください。

上田市山本鼎記念館  
運営審議会委員に

山本鼎記念館(☎22693)  
▽応募資格 上田市民で山本鼎記念館の運営に知識と関心がある成人者(学生は除く)  
▽応募 履歴書(市販)および山本鼎記念館の運営についての考え方を原稿用紙2枚(800字程度)にまとめ、山本鼎記念館へ3月20日(土)までに提出してください。  
▽公募人数 1名  
▽選考方法 書類および面接

上田市高齢者学園で  
楽しく学ぼう!

高齢者福祉センター(☎24119)  
▽応募資格 市内に住む60歳以上のかた(年度内に60歳になるかたも含む)  
▽募集期間 3月15日(月)～4月19日(月)(定員に達しだい締め切ります。昨年は、3月下旬に定員を越えました)  
▽ところ 高齢者福祉センター  
▽回数 年間18日(入學式・卒業式も含み月1～2回)  
▽願書取り扱い 高齢者福祉センター、社会福祉協議会、健康推進課、各支所、各公民館

# 上田 萬画大学

SPRING '99 SEMINAR

## 上田萬画大学 無料 映画上映会

故石ノ森章太郎先生追悼映画上映会  
「サイボーグ009 超銀河伝説」(1980年・130分)

▽とき 3月21日(日)午後1時30分～ ▽ところ メディアランドUEDAマルチメディアホール ▽定員 先着200名

上田萬画大学映画上映会  
「フランダースの犬」(1997年・103分)

▽とき 3月22日(月)午後1時30分～、3時30分～の2回上映  
▽ところ メディアランドUEDAマルチメディアホール  
▽定員 各回先着200名

※お申し込みは、電話またはFAXで「メディアランドUEDA」までどうぞ。  
※両映画とも「上田萬画大学春休み萬画セミナー1999」の受講者をご参加いただけません。「サイボーグ009 超銀河伝説」は、「上田萬画大学特別セミナー」の受講者をご参加いただけません。

**メディアランド  
UEDA**

上田市マルチメディア情報センター  
〒386-1211上田市下之郷812-1  
TEL 1000 FAX 1010  
URL  
<http://www.umic.ueda.nagano.jp/>

## 山本鼎記念館 美術教室受講生募集

▷申し込み 3月20日(土)～同28日(日)に受講料を添えて山本鼎記念館(TEL 2693)へ。  
▷その他 初心者には道具をお世話します。

### ■平成11年度美術教室

教室	期間	回数	対象	定員	受講料	講師
木彫(A)	4月	8回	初心者	先着25名	6000円	(前期)井出光夫さん (後期)清水義博さん
木彫(B)	4月～12月 毎月1回		経験者			(前期)徳武忠道さん (後期)茂木文雄さん
洋画(A)	開催	(8月は お休み)	初心者			依田美知枝さん
洋画(B)			経験者			守口爽和さん
版画			初心者 経験者			塩沢順四郎さん

5月5日(こどもの日)に上田城跡公園一帯で「第28回うえだこどもまつり」を開催します。さらに「こどもまつり」を充実させるために、実行委員として、その企画・運営に活躍していただけるかたを募集します。また、当日子どもたちが楽しく参加できる催し物を行っていただける団体も併せて募集して

こどもまつり実行委員・  
参加団体募集

生涯学習課(TEL 235103)

います。  
▽申し込み 3月末までに生涯学習課へどうぞ。  
上小高等職業訓練校で  
技能開発の訓練を  
上小高等職業訓練校(TEL 22666)  
働きながら技能を習得できる  
技能開発訓練生を募集します。  
▽募集専門職種 木造建築科、  
建築設計科、左官タイル科、建  
築板金科、造園科、配管科、  
定員 各科とも先着25名 ▽締  
め切り 3月15日(月)

## 地域振興券は 配達記録郵便でお届けします!



### ▲地域振興券

実物は、縦76mm、横160mm(1万円札とほぼ同じ大きさです)。額面1,000円の券が20枚綴りになっています。偽造防止のために券の中央に市章の透かしが入っています。お店で買物などをする際に、ミシン線から切り離してお使いください。

使用開始日は3月16日。配達記録郵便でお届けします。お受け取りの際には、印鑑が必要となります。使える期間は、9月15日までの6か月間です。

■地域振興券交付事業推進事務局 TEL 235245

### ステッカー

実物は直径15cm。このステッカーを貼ってある市内のお店で地域振興券が使えます。



# 増えています『多重債務』

## ■多重債務とは

金銭の借入やクレジット利用による買い物等の債務が本人の返済能力を越えてしまい、その債務返済のためにさらに借金をしていくことです。

## ■多重債務に陥ってしまったら

▷債務の整理方法 ①任意整理…本人が貸し手と話し合う ②調停…裁判所の調停委員会のおっせんにより、当事者の合意を成立させる。 ③自己破産…裁判所の監督下で財産を処分して負債整理をする方法で、債務者が申し立てて行う。ただし、破産宣告を受けても免責されないと債務

はなくなる。▷相談機関 ①弁護士会…弁護士の相談は原則として有料（生活環境課、上田商工会、上田市社会福祉協議会では無料法律相談を行っています） ②財団法人日本クレジットカウンセリング協会…クレジットの利用者、返済の意思がある者のみ。無料。▷注意 紹介屋や買取屋などの借金整理屋にはかかわらないこと。

## ■多重債務に陥らないために

①借金は最小限に。 ②借金は管理すること。 ③返す見込みのない借金はしない。

■問い合わせ 生活環境課 (☎235120)

# お知らせ

## 科学の研究・発明の研究費を助成します

商工課 (☎235395)

科学の研究・発明に取り組まれている皆さん、助成制度を存じですか？

財団法人長野県科学振興会では、県内で自然科学の研究・発明に取り組んでいる個人・団体（大学・研究所・試験場等の研究者を除く）の研究費を助成しています。

詳しくは、商工課までお問い合わせください。

▽申込期間 4月1日(木)～同30日(金)

## 身体障害者の皆さん 助成制度のご利用を

福祉課 (☎235130)

■視覚障害者に対する電気料の補助（平成10年度分）

火気の取り扱いが困難な視覚障害者のために、電気料の基本料を補助します。

▽対象（次の要件にすべて該当するか） ①市内にお住まいで、生計中心者またはその配偶

者が視覚について身体障害者手帳の1級または2級の認定を受けている ②契約電気容量が40アンペア以下

■人工透析の通院費補助（平成10年度後期分）

人工透析のための通院費用の一部を補助します。

▽対象（次の要件にすべて該当するか） ①市内にお住まいで、腎臓機能障害について身体障害者手帳の1級の認定を受けている ②片道2km以上の距離を通院している

▽補助申請 申請されるかたには、必要書類をお渡ししますので、3月19日(金)までに福祉課へ申し出てくだ

さい。郵送もできます。

■住宅改良の補助（平成11年度工事分）

1級・2級・3級の、視覚または肢体不自由の身体障害者（65歳未満に限る）のかたが日常生活の向上のため、住宅の改良をする場合に補助が受けられることがあります。希望されるかたは、工事費用見積書と改造部分の見取り図（改良前と改良後）を持参し、福祉課にご相談ください。

▽補助金額（平成10年度の場合） 工事費90万円まで全額

▽その他 新築や改築は対象となりません。また、所得制限が

あり、一定の基準を超える場合や、補助決定前の事前着工は対象となりません。

■テレホンガイドうえだ関連情報 (☎258888コードNo.43)

4 訪問、電話による 図書購入の勧誘に注意！

人権同和対策課 (☎235393)

最近、県外の業者が訪問や電話により、図書購入の勧誘をしています。かなり高額な図書です。慎重に対応し、購入する意思のない場合は、明確にそのことを業者に伝えてください。

■県税滞納処分による 電話加入権の公売

上小地方事務所税務課 (☎257118)

▽とき 3月12日(金)午前10時から

▽ところ 上田合同庁舎1階101会議室

▽方法 競争入札

▽本数 数本

▽入札参加者 印鑑持参のうえ本人がお越しく下さい（代理人の場合は、本人自筆の委任状と代理人の印鑑が必要です）。

電話加入権を公売 希望者はどうぞ！

希望者はどうぞ！

市税等の滞納処分による、電話加入権の公売を次のとおり行

収税課 (☎235117)

います。新居を構える予定のかた、あるいはFAX・インターネット・パソコン通信等の利用でもう一回線欲しいかたなど、通常より安く電話加入権を購入することができま

すので、ぜひ、ご参加ください。

▽とき 3月10日(水)午前9時40分から

▽ところ 市役所南庁舎5階第三・四会議室

▽その他 詳しくは「広報うえだ」2月16日号をご覧ください。

市税等は 年度内に納付を！

収税課 (☎235117)

平成10年度の市税等に納め忘れなどで未納となっているものがありましたら、必ず3月中旬に納付してください。

滞納したままですと、不動産や電話加入権等の差し押さえなど、滞納処分を受けることになり

ます。

なお、すぐに納められない事情があるかたは、納税の相談に応じますので、早急に収税課までご連絡ください。

「税金が 住みよい社会をつくりだす」(市内中学生納税

標語から)

▽テレホンガイドうえだ関連情報 (☎258888コードNo.27

9

報



# 「市民総合窓口」を開設します！

**3月23日(火)から4月2日(金)までの平日は夜7時まで**  
 ～3月27日(土)・28日(日)も開設(午前8時30分から午後5時15分まで)～

転入や転出等の異動の際、市での手続きをはじめとして、電気、ガス等さまざまな手続きが必要となるため、異動が集中する3月23日(火)から4月2日(金)まで、これらの手続きが同一フロアで総合的にできる「市民総合窓口」を開設します。参加する公益企業、手続内容および実施期間等は下表のとおりです。引っ越し等を予定されている市民の皆さん、企業の手続きと市の手続きが同一フロアで行えるこの機会を、ご利用ください。

3月から4月にかけて市民課の窓口がたいへん混み合いますので、土曜・日曜・祝日も、住民票、

印鑑登録証明書等の発行が受けられる「自動交付機」(午前7時から午後7時まで)[市役所(正面玄関東側)、上田創造館(正面玄関内)、しなの鉄道上田駅(待合室フレンド内)に設置]をご利用ください。交付機を利用する場合は市民カードが必要となります。カードへの切替等をすませておくたいへん便利です。

また、本人の戸籍の謄・抄本や本人またはそのかたと同一の世帯のかたの住民票を郵送で受けたい場合は、市内の郵便局に交付申請書が備えてありますので、ご利用ください。

## ■市民課の窓口

課 所 名	手続内容	持参するもの	実施場所	実施期間と時間
市 民 課	異動届・出生届・死亡届・婚姻届等の受理、印鑑登録、外国人登録、住民票・戸籍謄抄本の交付等、国民健康保険証の交付	印鑑、預金通帳、国民健康保険証(加入している場合)、印鑑登録証等	市民課窓口	3月23日(火)から4月2日(金)までの平日 午前8時30分から午後7時まで 3月27日(土)・3月28日(日) 午前8時30分から午後5時15分まで

## ■担当課による出張窓口

課 所 名	手続内容	持参するもの	実施場所	実施期間と時間
国 保 年 金 課	国民年金に関する転入・転出の手続	印鑑・年金手帳(基礎年金番号)	市民課窓口	3月23日(火)から4月2日(金)までの平日 午前8時30分から午後7時まで
福 祉 課	児童手当の申請・消滅に関する手続	印鑑		
学 校 教 育 課	学校の指定に関する手続	印鑑		
税 務 課	所得証明・税額証明・資産証明・評価証明・公課証明	印鑑	税務課窓口	3月27日(土)・3月28日(日) 午前8時30分から午後5時15分まで
水 道 局	水道の使用開始・閉栓に関する手続、口座振替手続、水道料金の徴収	銀行印、預金通帳 使用開始の場合 …手数料	水道局窓口	

## ■公益企業による対応(50音順・敬称略)

企 業 名	手続内容	持参するもの	実施場所	実施期間と時間
上 田 ガ ス 株	ガスの開栓・閉栓申し込み、口座振替手続	ガス使用料のお知らせ票、銀行印、預金通帳	市民ホール	3月23日(火)から3月31日(水)までの平日 午前9時から午後4時まで
上 田 郵 便 局	転入届、転居届	印鑑		
N H K 長 野 放 送 局	住所変更、衛星放送申し込み、口座振替手続	領収証、銀行印、預金通帳		
中 部 電 力 株	電気使用の開始・廃止申し込み、口座振替手続	電気ご使用量のお知らせ票、銀行印、預金通帳		
日 本 電 信 電 話 株	電話の移転、復活、休止申し込み、口座振替手続	銀行印、預金通帳、免許証等本人を確認できるもの		

●お問い合わせ 市民課 (☎235334)